明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務二六一）　一
〔人事異動〕
国土交通省　一六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一〇四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一〇六

告示

○外務省告示第二百六十一号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十二年五月二十六日

外務大臣　岡田　克也